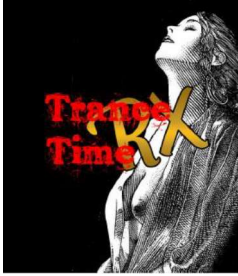



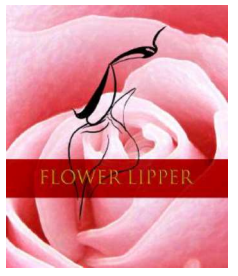





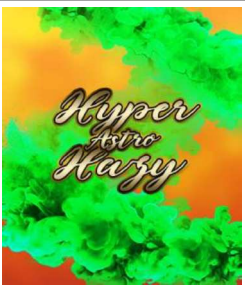







知事監視製品（令和3年10月21日石川県告示第397号）

1 知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4
次の写真に示すとおり、被包に「白鯨」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Acme of Babylon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「OPTIMA FORTISSIMO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「OVER ZONE EXTREME」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
			
5	6	7	8
次の写真に示すとおり、被包に「LOCO Motion winey」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「INFINITAS ORIGINAL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「EMERALD NUDE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Dandyism」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
9	10	11	12
次の写真に示すとおり、被包に「Hot Time Genome」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「FUSION IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SOUTHERN BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Pussy in Heat」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
13	14	15	16
次の写真に示すとおり、被包に「Hercules Zero」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Asura Gold Label」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Pure Floral The Final」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「ORGASMs Jaeger」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			

17	18	19	20
次の写真に示すとおり、被包に「Trance Time RX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「CRAZY HOPPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「HYPER COOLISH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「No.420」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
21	22	23	24
次の写真に示すとおり、被包に「FLOWER LIPPER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Grand Core Zone」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「NITRO BOOSTER Bandit」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Diffusion Brast Neo」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			
25	26	27	28
次の写真に示すとおり、被包に「Heat Passion」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真を付して「Love ice Classic」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Astro Hazy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「FREAKY LV14」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
			
29	30	31	32
次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Spice Combo」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Loveshore Surf 3」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Jackknife Voltage」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「ENMA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
			

33	34	35	36
次の写真に示すとおり、被包に「alice」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Neo Stlssh」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Fairy Magic」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「freedom junk mood」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 Extra Emotional Incense Product			
37	38	39	40
次の写真を付して「SENZU」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形物のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Deep Emerald Again」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「God's Realm」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Diamante GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
41	42	43	44
次の写真に示すとおり、被包に「Cum Again」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「馬濤」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真を付して「香玉 Smart SEX BOM」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形物のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Intelligent Hi」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
			
45	46	47	48
次の写真に示すとおり、被包に「SEXIST TOXIN」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの	次の写真に示すとおり、被包に「濃媚ゴメオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「極エクスタシー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SPEED MAX II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			

<p>49</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「MAX MIRAGE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>50</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「悶絶エルシオン」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>51</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「けつまん慌惚」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>52</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Crazy Upper」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>53</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「マゾ狂乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>54</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ところてん LONG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>55</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Trance Drop」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>56</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Power X」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>57</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「GODLDRUSH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>58</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「GOLD KINGS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>59</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「HOT GUN2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>60</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Cyber Ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
<p>61</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「淫トロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>62</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「メスイキG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>63</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ぶりケツ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	
			

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和3年10月22日